## 陳述書

平成29年 6月 16日

東京地方裁判所 民事第26部 御中

E 川 国当



### 1 はじめに

私は、現在、藤田保健衛生大学・総合医科学研究所で教授を務めています。専門は、遺伝子改変マウスの表現型解析であり、同解析を通じて、遺伝子と脳と行動の関係性を解明するための研究や精神疾患患者の方々と似た表現型を示すマウスの脳を調べることにより、精神疾患の発症メカニズムを解明するための研究などを行っております。私のこれまでの経歴は別紙のとおりです。

私は、平成28年6月3日、当時、株式会社ウェッジ(以下「ウェッジ」といいます。)で編集長をされていた大江紀洋氏(以下「大江氏」といいます。)、及び村中璃子氏(以下「村中氏」といいます。)とともに、 及び氏(以下「漁氏」といいます。)とお会いして、信州大学の池田修一教授(以下「池田氏」といいます。)を代表研究者とする研究班(以下「池田班」といいます。)が行った子宮頸がんワクチンの副反応の研究(以下「本件研究」といいます。)のうち、マウスを用いた子宮頸がんワクチンの副反応に関する実験(以下「本件実験」といいます。)

について話を伺いました(以下「本件取材」といいます。)。

### 2 本件取材への参加の経緯

## (1) 本件資料を確認した経緯

私は、村中氏の書かれた記事を読んだことを契機に、平成28年3月16日23時頃に放映されたTBSのテレビ番組「NEWS23」(以下「本件番組」といいます。)において、池田氏が、池田班の実施したマウスを用いた本件実験の結果として、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬に異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ」「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている」と発言されていたことを知りました(以下、両発言を「本件発言」といいます。)。

そこで、私は、本件実験のデザインや実験結果に興味を抱き、厚生 労働省のウェブサイトにアクセスして、同ウェブサイトで公開されて いた「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と 情報提供についての研究 池田修一氏 発表資料」(以下「本件資料」と いいます。)の内容を確認いたしました。

### (2) 本件資料への疑問

ア 本件資料のうち、「本病態解析にためのモデルマウスの作成」(原文ママ) と題するスライドでは、本件実験に用いられたマウスが、 NF-kBp50(エヌエフカッパービーピー50) 欠損(ノックアウト) マウス(以下「本件マウス」といいます。) である旨記載されていました。

本件マウスは、神経変性(神経細胞死)が網膜や海馬などで自然 に生じ、その原因の可能性の一つとして、自己免疫疾患があると言 われているマウスです。

イ また、本件資料「1. ワクチン接種後の血清(自己抗体)のマウス海馬への沈着」というスライド(以下「本件スライド」といいます。)には、通常このような実験結果に関する表に記載されるべき、本件実験に係る母集団の数やワクチンの投与量など本件実験に係る極めて基本的な情報が記載されていませんでした。本件実験は、本件マウスという特殊なマウスを用いているため、子宮頸がんワクチンと自己抗体の産生の間の因果関係を確認し、本件発言のような結論を導き出すには、かなりの数の被験体を用意しなければならないはずであり、実験結果としても当然に示されるべきです。また、画像に添えられた自己抗体の検出量を示す棒グラフにも、エラーパー(誤差の大きさを示すために、グラフに示される「字型のバー)が存在しません。

私は、本件資料を確認して、本件実験の内容を詳しく知りたいと 思いました。

# (3) 本件実験について、氏に連絡した経緯及び、氏の回答

上述のとおり、本件マウスは非常に特殊なマウスであり、本件マウスを用いて本件実験を行うことができるノウハウを持った研究者は限られています。私は、本件実験が信州大学で行われたのであれば、 氏が本件実験に携わっているのではないかと思いました。

私は、2001年4月から2003年3月までの間にマサチューセッツ工科大学で研究員をしていた時期に、 氏もボストンにあるハーバード大学で講師として研究に従事されていたことから 氏と知り合いました。私は、当時から様々な遺伝子改変マウスを用いた研究を行っており、マウスに関する論文も多数発表していました。 氏と私は研究領域が一部重複していることもあって、本件マウスを用いた共同

研究を随分前から行っていました。

そこで、私は、平成28年3月28日、 
 氏に電子メールを送り、 
 氏が本件実験に関与しているか確認すると同時に、本件資料においては統計解析が明らかにされていないが、統計解析はなされているのか否かや、本件実験の再現性や N (本件実験で用いた被検体の数) などについて尋ねました。同日、 
 氏から受信した返信メールには、 
 氏が研究に直接関与したことを認めた上で、1回の実験ごとに数匹の本件マウスを用いていること、本件実験の統計解析は不十分な状況であること、及び研究班において再現性を確認しているが更なる実験が必要であることなどが記載されていました。

研究者のコミュニティでは、自己が公表した研究結果に関する他の研究者からの質問については真摯且つ正確に答えるべきである、という暗黙のルールが存在します。特に私は、金氏とは既知の間柄ですし、共同研究を実施するような関係にもありますので、金氏が私に事実に反する内容を述べる理由はありません。そのため、私は、金氏からの返信内容が事実であると考えました。

私は、統計解析も不十分なプレリミナリー(初歩的)な段階の実験結果に基づき、池田氏が本件発言のような結論を導き出しているのであれば、他の研究者や世間の誤解を招くだけでなく、科学研究への信頼を損ねてしまうことになると考えました。特に、子宮頸がんワクチンの副反応に関する問題は、日本の子宮頸がんワクチン接種政策推進の可否を左右する問題であり、社会一般の関心度も高く(日本は子宮頸がんワクチンの接種を見合わせていることでWHOから名指しの批判も受けています。)、池田班による本件実験には税金も投入されています。また、このような事態を放置すれば、後日、本件実験に携わったがあるよりは、このような事態を放置すれば、後日、本件実験に携わったがあるよりは、

とを懸念しました。

そこで、最氏に対して電子メールを送り、本件実験が統計解析も不 十分なプレリミナリーな段階の実験結果であることを早く公表するよ う強く勧めました。私は、同年4月20日に 無氏と共同研究の関係で 会った際にも同じように公表を強く勧めました。

低は、私が指摘した懸念点について十分に理解を示し、信州大学の産婦人科において、本件実験が統計解析も不十分なプレリミナリーな段階の実験結果であることを公表するべきであると主張しているとおっしゃっていましたが、このような公表がなされることはありませんでした。

## (4) 本件取材に至る経緯

私は、このようにプレリミナリーな段階の不十分な実験結果が、あたかも十分な統計解析に基づく結果のように誤解されてしまうことを 憂慮しました。

そのような状況下で、平成28年3月23日、私は、池田班により発表された研究結果や本件発言について、大江氏がツイッター上で「WEDGE Infinity」の「子宮頸がんワクチンと遺伝子 池田班のミスリード 利用される日本の科学報道(前篇)」という記事を紹介していることを知り、これに対してコメントをしたところ、それを見た大江氏から返信コメントをいただき、これを契機に、私がコメントした意図などに対する質問などを受けるようになりました。私は、このような経緯で大江氏と知り合い、また、大江氏を介して村中氏とも知り合うこととなりました。そして、大江氏及び村中氏も取材を通じて発氏が本件実験を行ったことをご存知であり、私が発氏と既知の間柄であることを知ると、発氏に対する取材への協力を求められました。

氏は、当初、本件研究の「担当者と責任者」より、「個人で、ジャーナリストと接触するのは控えるよう指示を受けました」とのことで、取材を受けないことを希望されていましたが、最終的には、信州大学産婦人科の前任教授である小西郁生教授から事実関係を明らかにするようにとの助言がなされたことから、取材を受諾されました。

## 3 本件取材の内容等

(1) 本件実験及び本件スライド等に関する概氏の説明

平成28年6月3日,私は、大江氏及び途中参加した村中氏とともに、東京都千代田区に所在する丸の内ホテル内のレストラン「ポム・ダタン」にて 氏とお会いし、本件取材に同席しました。私が同席することとなったのは、大江氏及び村中氏から、取材内容を専門的見地から客観的に検証してほしいと言われたからです。

本件取材において、 氏は、自らが本件実験を行っていたことを改めて認めたうえ、平成27年12月28日午前8時頃から行われ、池田氏も参加した信州大学産婦人科のプログレス・ミーティング(以下「本件ミーティング」といいます。)において、その時点における本件実験の経過について発表し、質疑応答を行った皆述べられました。時間にして、約1時間程度だったとのことです。

低氏は、本件スライドに用いられた写真について、「毎回毎回プログレス・ミーティングでやるのは大体1回あたり30枚やりますからね」「30枚あるので、その内のまあ、2、3枚がこういうデータなの

で、枚数からすると、5、6枚はありますよ」と述べ、池田氏も参加された本件ミーティングにおいて、本件実験に関する写真を複数枚提出した旨述べられました。

また, 低氏は, 本件マウスや本件スライドに用いられた写真について,「元々このネズミって神経変性が起きやすいネズミだから」,「元々,自己抗体を持っているから,何回かやれば緑色になりますよ」と述べ,さらに,池田氏も参加された本件ミーティングにおいて提出した写真の中には,子宮頸がんワクチンを接種したもの以外の本件マウスに係る写真でも緑色に染まった写真が存在した旨述べられました。

このように、最氏のおっしゃったとおりであれば、信州大学産婦人科内では、子宮頸がんワクチンを接種した本件マウス以外の写真で緑色に染まった写真が存在することが認識されていたことになります。また、最氏は本件ミーティングにおいて、その理由として、本件マウスが自己抗体を生じ易いマウスであるため、子宮頸がんワクチン以外のワクチン接種後の血清をマウスの海馬に振りかけ、自己抗体の存在が確認されても(写真が緑色に染まっても)、全く不自然な結果ではない旨説明していました。池田氏は、本件ミーティングに参加されていたとのことですので、これらの認識を共有していた可能性が高いのではないかと思われます。

また, 氏によれば、本件スライドに引用されている写真は「何枚 も出した写真の中の一枚」に過ぎず、子宮頸がんワクチンを接種した 本件マウス以外のマウスの写真でも緑色に染まったものも存在するため、本件スライドは、本件実験の結果を定量化したものではなく、「N=1」の「チャンピオンデータ」に過ぎないとのことでした。

さらに 氏は、本件スライドについて、何枚も出した写真の中から「池田先生が選んだ」とか「ピックアップした」などと述べられました。

# (2) 低氏の説明内容の信用性

池田氏とウェッジ、大江氏及び村中氏の間の訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)では、池田氏は、本件スライドは、塩沢丹里教授(以下「塩沢氏」といいます。)が平成28年1月8日の発表において使用したスライドの中の一枚をそのまま使用したに過ぎないというようなことを述べていると聞いています。

しかしながら、池田氏は、当時、信州大学の医学部長を務める研究者であり、しかも池田班の代表研究者でした。代表研究者は、各研究者の研究活動や研究成果を適切に確認する責務を負っており、池田班が実施した本件実験結果の発表にあたって、本件実験の統計的検定結果、及びその結果の意義(どこまでが確認できて、どこからは推測になるか)などについて最低限の確認をする必要があります。また、本件スライドにエラーバーや統計検定結果(P値など)がないことについては、一見して明らかな問題であり、池田氏が気づかないはずがないように思います。研究責任者であれば、研究結果の外部への発表の際に最も気になることの一つは、統計検定結果が有意であったか、なかったかという点です。統計検定結果が有意であることを確認せずに、メディアなどの外部に発表を行うことは、普通の研究者であればしないことです。

また、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種した本件マウスの

子宮頸がんワクチンの副反応に関する問題に対する社会一般の関 心度や、池田氏がメディアの取材を受け、取材の中で本件実験の結果 が有意なものであったかのように発言されたことを考えると,池田氏 が、本件実験がプレリミナリーなものに過ぎず、子宮頸がんワクチン を接種したもの以外の本件マウスでも緑色に染まったものが存在する ことを知りながら、本件スライドを発表した可能性は十分に考えられ るところであり、私には、本件スライドを池田氏が選んだという話は 真実であるように感じられました。また,生命科学におきましては, 統計検定の有意性の有無をもって結論を下し、発表を行うのがコンセ ンサスになっておりますので,仮に池田氏らが統計検定での有意差の 有無について確認をせずに、本件実験の結果を意味のあるもののよう に発表したとしますと、そもそも存在しない結論を作り上げてしまっ たことになると思われます。本件実験はあくまでプレリミナリーなも のと捉えればそれ自体はあり得るものであり、その他の点においても 本件実験及び本件スライド等に関するが氏の供述は全体として合理的 なものとして納得できますが,それをこのような形で外部に発表して しまったことについては問題である、ということを、大江氏と村中氏 にお話しました。

### 4 本件実験の意義

そもそも、子宮頸がんワクチンの副反応に関する問題は、子宮頸がんワクチンを原因として自己抗体が産出されるのか否か、だけでなく、仮に自己抗体ができたとして、それが脳の神経細胞を有害な物質から守るための組織である血液脳関門(以下「BBB」といいます。)を越え、脳に何らかの影響を及ぼし得るのか、ということについても一つの論点となっています。しかし、本件実験は、ワクチンを接種したマウスに自己抗体が産出されるかを直接確認するのではなく、そもそも自然な状態であっても極めて自己抗体のできやすいとされる本件マウスに、子宮頸がんワクチンなどのワクチンを接種し、血清を採取したうえ、その当該血清を、本件マウスとは異なる正常なマウスの脳切片にふりかけて、自己抗体が存在するのかを確認する実験モデルとなっています。

したがって、本件実験は、上述のとおり、本件スライドで緑色に光っている自己抗体が、子宮頸がんワクチンを原因として生成されたのか、それとも子宮頸がんワクチンとは関係なく本件マウスの特性上生成されたものなのか、因果関係が明らかにならないというだけではなく、仮に自己抗体が子宮頸がんワクチンを原因として生成されたとしても、当該自己抗体がBBBを越えるのかという論点に対して意味を持たない内容となっています。かかる本件実験は、各群でNを十分な数(10~20)取得して、然るべき統計検定を用いることにより実験群と統制群の比較を行ってはじめて意義を持つようなデザインであり、最氏を含むほとんどの研究者もこの点、同意されるであろう部分であると思います。

他田氏は、本件番組や厚労省ウェブサイトでの発表資料において、本件実験の結果及びその意義について、本件発言をしていますが、私は、

かかる説明内容は科学的に正しいものではなく、本件実験の結果をあたかも極めて重大な発見がなされたかのように発表することは適切ではないと思います。

## 5 その後の追加検討取材の内容

## (1) 大江氏らによる追加取材

本件取材を受けて、大江氏は、塩沢氏に対して、本件実験の経緯や たの説明の真偽に関する質問の電子メールを送付したものの、塩沢 氏から回答を得ることができなかったと聞きました。

本件実験は、塩沢氏が教授を務める信州大学産科婦人科学講座において実施されたものであり、塩沢氏自身も本件ミーティングに出席されていたのですから、塩沢氏は本件実験の結果や本件ミーティングでなされたやり取りの全てを知る人物と思われます。

また、医学部の講座は、教授を頂点とした強固な組織である場合も多く、塩沢氏の講座のスタッフが本件実験に関わっていらっしゃったり、本件ミーティングに出席されていたりしたとしても、塩沢氏の意向を無視して取材に応じることは現実的に困難かもしれません。もしそうだとすれば、大江氏や村中氏が本件実験に関するが氏の説明を確認するためには、塩沢氏に取材を申し込む他ないと思われます。

私は、研究者には、自らの公的研究費を用いて行った研究に関して公表した実験結果や論文などに対するしかるべき質問に対しては回答する責務があり、かかる責務を負っていることは研究者間における共通理解であると考えます。そのため、私は、大江氏や村中氏による取材を受けられないという塩沢氏や池田氏の対応を残念に思います。

#### (2) 池田氏の質問に対する対応

私は、 

展氏に対して本件取材を行う前から、池田氏に電子メールを

送り、データの開示と発表内容の訂正を提案しておりました。

これに対して、平成28年4月8日、池田氏からは、

「メール拝見しました。また御指摘の点については近日中に厚労省の方から提示する予定です。マウスの実験については自己抗体が検出され、これが脳に付着していることを提示したのみで、神経変性には言及しておりません。あくまでもモデルマウスになる可能性がることを示したのみです。以上の点を御理解下さい。」(原文ママ)とのご回答をいただきましたが、実際には、厚労省から何も提示されることはなく、池田氏がデータの開示や発表内容の訂正を行うこともありませんでした。

また、私は、本件取材後である平成28年6月27日には、池田氏による本件発言と本件取材における。氏の説明内容が矛盾していたため、池田氏に対して電子メールを送り、厚労省からの発表資料の本件研究部分についてのローデータを開示いただくようお願いし、かつ、本件研究は社会的にインパクトの強い研究であり、誤解されて一般の方々に伝わっていることが明らかな状況でしたので、速やかにご対応されるようお願いしました。

しかしながら、池田氏は、私の依頼に対して、信州大学が調査委員会を設置して調査を行うことになっているため、要望に応えることができないと回答されました。

そのため、私は、同年11月3日、調査委員会による調査が終了したことが信濃毎日新聞にて報道されたことを受けて、平成28年11月7日、池田氏に対して、電子メールで再度同趣旨の依頼をいたしました。しかしながら、これまでに池田氏から回答をいただくことはできておりません。

私は,データ開示と発表内容の訂正をいまだにされていらっしゃら

ないという池田氏のご対応については大変残念に思っております。

### (3) 上記取材を踏まえた記事の表現

上述のとおり、本件実験の結果から池田氏による本件発言のような 結論を導き出すことはできません。

「捏造」というと、研究者コミュニティの中では、通常は「全く存在しない実験データそのものを作り出す」ものと受け止められますが、実際には、これよりも幅広い概念として使われることもあります。本件のようにプレリミナリーな段階での不十分な実験結果をあたかも十分な統計解析に基づく結果のように断定的に言い切ることを広い意味での「捏造」と評することは、言葉の使用法として不適切とは必ずしも言えず、これを「捏造」と捉える研究者も相当多数いらっしゃると考えます。

#### 6 池田氏に対する評価について

厚生労働省は、平成28年4月18日、平成28年3月16日に実施された池田班の発表に関してなされた報道について、「平成28年3月16日の成果発表会における発表内容について」という特設のウェブサイトを設け、「このデータからは、HPVワクチンが記憶障害などを起こすと言うことはできず、この遺伝子を持っている方に、HPVワクチンを接種した場合、記憶障害などを起こす可能性が高いと言うこともできません」という異例の発表を行っています。

かかる池田氏の発表内容が適切なものではなかったことは,信州大学で設置された調査委員会も認めるところです。

また、平成28年11月24日にも、厚生労働省は、「厚生労働省 としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学 的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費 を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して不安と混乱を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、このたびの池田班の研究成果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております」という異例の声明を発表しています。

こうした事実からも明らかなとおり、池田班による発表内容は明らかに誤解を招く内容であり、そのような誤解を招く発表を行ったことは問題であると思います。しかしながら、それよりさらに大きな問題は、池田氏と塩沢氏らが、そのような発表後に、その内容が適切なものではなく、多数の一般の方々に大きな誤解を招いたということを認されており、さらに大きな誤解を招いての提案があったはずであるにもかかわらず、その発表内容についての訂正をいまだに行っていらっしゃらないことです。池田氏と塩沢氏に対しては、本件訴訟の件はさておき、まずは、一般国民に対して、本件実験の現状での科学的意義について詳細な説明を行い、本件発表によって生じた誤解を解消する努力をなされること、そして、そのような活動を通じて公的研究費を用いて科学研究を行う研究者としての責任を果たされることを研究者コミュニティの一員として強く期待いたします。

以上から、本件訴訟で問題とされているウェッジの記事において今回の池田班の発表が捏造と論じられたことによって、池田氏の社会的評価が大きく毀損したようには思えません。

以上

別紙

経歴

1991年 4月 東京大学 文学部 心理学科

~1993年3月

1993年4月 東京大学大学院

~1995年3月 人文科学研究科修士課程心理学専攻

1995 年 4 月

東京大学大学院

~1997年3月

人文社会系研究科博士課程心理学專攻

1997 年 4 月

理化学研究所 研究員

~1998年8月

1998 年 9 月 米国 国立精神衛生研究所 (NIMH) ポスドク研究員

~1999年11月

1999年12月

米国 バンダービルト大学

~2001年3月

分子神経科学研究センター・薬理学科 助教授(研究)

2001 年 4 月

米国 マサチューセッツ工科大学

~2003年3月 ピコワー学習・記憶センター 主任研究員

2003 年 4 月

京都大学医学研究科

~2017年3月 先端領域融合医学研究機構 助教授

2007年9月 自然科学研究機構 生理学研究所 ~2017年3月 行動様式解析室 客員教授 室長

2007 年 4 月 藤田保健衛生大学 総合医科学研究所

~現在 システム医科学研究部門 教授